

(別紙)

「既存のサービス事業所の届出留意事項（令和6年4月）」

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	11：訪問介護 12：訪問入浴介護 15：通所介護 21：短期入所生活介護 22：短期入所療養介護 23：短期入所療養介護 2A：短期入所療養介護 33：特定施設入居者生活介護 27：特定施設入居者生活介護（短期利用型） 51：介護福祉施設サービス 52：介護保健施設サービス 55：介護医療院サービス 62：介護予防訪問入浴介護 24：介護予防短期入所生活介護 25：介護予防短期入所療養介護 26：介護予防短期入所療養介護 2B：介護予防短期入所療養介護 35：介護予防特定施設入居者生活介護 76：定期巡回・随時対応型訪問介護看護 71：夜間対応型訪問介護 78：地域密着型通所介護 72：認知症対応型通所介護 73：小規模多機能型居宅介護 68：小規模多機能型居宅介護（短期利用型） 32：認知症対応型共同生活介護 38：認知症対応型共同生活介護（短期利用型） 36：地域密着型特定施設入居者生活介護 28：地域密着型特定施設入居者	「その他該当する体制等」欄の 「高齢者虐待防止措置実施の有無」 「1：減算型」 「2：基準型」 を新設	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなす。 ※この届出については、電子申請システムで受け付けています。 【横浜市電子申請・届出システム】令和6年度介護報酬改定に伴う基準型及び減算型の適用にかかる届出（業務継続計画策定、高齢者虐待防止措置実施）

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
	生活介護（短期利用型） 54：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 77：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） 79：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型） 74：介護予防認知症対応型通所介護 75：介護予防小規模多機能型居宅介護 69：介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型） 37：介護予防認知症対応型共同生活介護 39：介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）		
2	11：訪問介護	「その他該当する体制等」欄の 「同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供）」 「1：非該当」 「2：該当」 を新設	新たな届出がない場合は「1：非該当」とみなす。
3	11：訪問介護	「その他該当する体制等」欄の 「同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供（利用者50人以上）」 「1：非該当」 「2：該当」 を新設	新たな届出がない場合は「1：非該当」とみなす。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
4	11：訪問介護	「その他該当する体制等」欄の 「同一建物減算（同一敷地内建物等に 居住する者への提供割合 90%以上）」 「1：非該当」 「2：該当」 を新設	新たな届出がない場合は「1：非該 当」とみなす。
5	11：訪問介護 21：短期入所生活介護 22：短期入所療養介護 23：短期入所療養介護 2A：短期入所療養介護 24：介護予防短期入所生活介護 25：介護予防短期入所療養介護 26：介護予防短期入所療養介護 2B：介護予防短期入所療養介護 76：定期巡回・随時対応型訪問介 護看護	「その他該当する体制等」欄の 「口腔連携強化加算」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：な し」とみなす。
6	12：訪問入浴介護 21：短期入所生活介護	「その他該当する体制等」欄の 「看取り連携体制加算」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：な し」とみなす。
7	15：通所介護 21：短期入所生活介護 22：短期入所療養介護 23：短期入所療養介護 2A：短期入所療養介護 33：特定施設入居者生活介護 27：特定施設入居者生活介護(短 期利用型) 51：介護福祉施設サービス 52：介護保健施設サービス 55：介護医療院サービス	「その他該当する体制等」欄の 「業務継続計画策定の有無」 「1：減算型」 「2：基準型」 を新設	新たな届出がない場合は「1：減算 型」とみなす。 ※この届出については、電子申請シ ステムで受け付けています。 【横浜市電子申請・届出システム】 令和6年度介護報酬改定に伴う基準 型及び減算型の適用にかかる届出 (業務継続計画策定、高齢者虐待防 止措置実施)

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
	24：介護予防短期入所生活介護 25：介護予防短期入所療養介護 26：介護予防短期入所療養介護 2B：介護予防短期入所療養介護 35：介護予防特定施設入居者生活介護 78：地域密着型通所介護 72：認知症対応型通所介護 73：小規模多機能型居宅介護 68：小規模多機能型居宅介護（短期利用型） 32：認知症対応型共同生活介護 38：認知症対応型共同生活介護（短期利用型） 36：地域密着型特定施設入居者生活介護 28：地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用型） 54：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 77：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） 79：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型） 74：介護予防認知症対応型通所介護 75：介護予防小規模多機能型居宅介護 69：介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型） 37：介護予防認知症対応型共同生活介護 39：介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）		

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
8	21：短期入所生活介護 22：短期入所療養介護 23：短期入所療養介護 2A：短期入所療養介護 33：特定施設入居者生活介護 27：特定施設入居者生活介護(短期利用型) 51：介護福祉施設サービス 52：介護保健施設サービス 55：介護医療院サービス 24：介護予防短期入所生活介護 25：介護予防短期入所療養介護 26：介護予防短期入所療養介護 2B：介護予防短期入所療養介護 35：介護予防特定施設入居者生活介護 73：小規模多機能型居宅介護 68：小規模多機能型居宅介護(短期利用型) 32：認知症対応型共同生活介護 38：認知症対応型共同生活介護(短期利用型) 36：地域密着型特定施設入居者生活介護 28：地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型) 54：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 77：複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護) 79：複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型) 75：介護予防小規模多機能型居宅介護 69：介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用型) 37：介護予防認知症対応型共同生活介護	「その他該当する体制等」欄の 「生産性向上推進体制加算」 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
	39：介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）		
9	23：短期入所療養介護	「施設等の区分」欄の 「3：認知症疾患型」 「8：ユニット型認知症疾患型」 「B：認知症経過型」 を廃止	なし。
10	33：特定施設入居者生活介護 27：特定施設入居者生活介護（短期利用型） 36：地域密着型特定施設入居者生活介護 28：地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用型）	「その他該当する体制等」欄の 「夜間看護体制」 を 「夜間看護体制加算」 に名称変更し 「1：対応不可」 「2：対応可」 を 「1：なし」 「3：加算Ⅰ」 「2：加算Ⅱ」 に変更	「3：加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。既存届出内容が「2：対応可」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅱ」とみなす。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
11	33：特定施設入居者生活介護 27：特定施設入居者生活介護(短期利用型) 51：介護福祉施設サービス 52：介護保健施設サービス 55：介護医療院サービス 35：介護予防特定施設入居者生活介護 32：認知症対応型共同生活介護 38：認知症対応型共同生活介護(短期利用型) 36：地域密着型特定施設入居者生活介護 28：地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型) 54：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 37：介護予防認知症対応型共同生活介護 39：介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型)	「その他該当する体制等」欄の 「高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
12	33：特定施設入居者生活介護 27：特定施設入居者生活介護(短期利用型) 51：介護福祉施設サービス 52：介護保健施設サービス 55：介護医療院サービス 35：介護予防特定施設入居者生活介護 32：認知症対応型共同生活介護 38：認知症対応型共同生活介護(短期利用型) 36：地域密着型特定施設入居者生活介護 28：地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型) 54：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	「その他該当する体制等」欄の 「高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
	37：介護予防認知症対応型共同生活介護 39：介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）		
13	43：居宅介護支援	「その他該当する体制等」欄の 「情報通信機器等の活用等の体制」 を 「ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制」 に名称変更	令和6年3月末時点で当該加算を算定している全ての事業所は、新しい要件に即して、算定もしくは、取り下げの届出が必要です。
14	51：介護福祉施設サービス 54：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	「その他該当する体制等」欄の 「個別機能訓練加算」 「1：なし」 「2：あり」 を 「1：なし」 「3：加算Ⅰ」 「4：加算Ⅱ」 「5：加算Ⅲ」 に変更	「3：加算Ⅰ」「4：加算Ⅱ」「5：加算Ⅲ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
15	51：介護福祉施設サービス 52：介護保健施設サービス 55：介護医療院サービス 32：認知症対応型共同生活介護 54：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 37：介護予防認知症対応型共同生活介護	「その他該当する体制等」欄の 「認知症チームケア推進加算」 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
16	52：介護保健施設サービス	「その他該当する体制等」欄の 「認知症短期集中リハビリテーション実施加算」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
17	52：介護保健施設サービス	「その他該当する体制等」欄の 「リハビリ計画書情報加算」 「1：なし」 「2：あり」 を 「1：なし」 「3：加算Ⅰ」 「2：加算Ⅱ」 に変更	「3：加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅱ」とみなす。
18	53：介護療養施設サービス	「提供サービス」欄の 「53：介護療養施設サービス」 を廃止	なし。
19	55：介護医療院サービス	「その他該当する体制等」欄の 「リハビリテーション・口腔・栄養に係る計画の提出」 「1：なし」 「2：理学療法 注7」 「3：作業療法 注7」 「4：言語聴覚療法 注5」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
20	64：介護予防訪問リハビリテーション 66：介護予防通所リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の 「事業所評価加算〔申出〕の有無」 を廃止	なし。
21	26：介護予防短期入所療養介護	「施設等の区分」欄の 「3：認知症疾患型」 「8：ユニット型認知症疾患型」 「B：認知症経過型」 を廃止	なし。
22	46：介護予防支援	「施設等の区分」欄の 「1：地域包括支援センター」 「2：居宅介護支援事業者」 を新設	
23	76：定期巡回・随時対応型訪問介護看護	「その他該当する体制等」欄の 「緊急時訪問看護加算」 「1：なし」 「2：あり」 を 「1：なし」 「3：加算Ⅰ」 「2：加算Ⅱ」 に変更	「3：加算Ⅰ」に該当する場合は、 新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「2：あり」で、 新たな届出がない場合は「2：加算Ⅱ」とみなす。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
24	76: 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 73: 小規模多機能型居宅介護 77: 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護) 75: 介護予防小規模多機能型居宅介護	「その他該当する体制等」欄の 「総合マネジメント体制強化加算」 「1: なし」 「2: あり」 を 「1: なし」 「3: 加算Ⅰ」 「2: 加算Ⅱ」 に変更	「3: 加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「2: あり」で、新たな届出がない場合は「2: 加算Ⅱ」とみなす。
25	78: 地域密着型通所介護	「施設等の区分」欄の 「3: 療養通所介護事業所(短期利用型)」 を新設	「3: 療養通所介護事業所(短期利用型)」に該当する場合は、新たな施設等の区分の届出が必要となる。
26	78: 地域密着型通所介護	「その他該当する体制等」欄の 「重度者ケア体制加算」 「1: なし」 「2: あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1: なし」とみなす。
27	78: 地域密着型通所介護	「その他該当する体制等」欄の 「サービス提供体制強化加算」 「9: 加算Ⅲイ(ハの場合)」 「A: 加算Ⅲロ(ハの場合)」 を追加	「9: 加算Ⅲイ(ハの場合)」 「A: 加算Ⅲロ(ハの場合)」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
28	73：小規模多機能型居宅介護 77：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	「その他該当する体制等」欄の 「認知症加算」 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
29	32：認知症対応型共同生活介護 38：認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	「その他該当する体制等」欄の 「医療連携体制加算」 を 「医療連携体制加算Ⅰ」 に名称変更し 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 「4：加算Ⅲ」 を 「1：なし」 「2：加算Ⅰイ」 「3：加算Ⅰロ」 「4：加算Ⅰハ」 に変更	既存届出内容が「2：加算Ⅰ」で、新たな届出がない場合は「4：加算Ⅰハ」とみなし、既存届出内容が「3：加算Ⅱ」で、新たな届出がない場合は「3：加算Ⅰロ」とみなし、「4：加算Ⅲ」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅰイ」とみなす。
30	32：認知症対応型共同生活介護 38：認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	「その他該当する体制等」欄の 「医療連携体制加算Ⅱ」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
3 1	7 7 : 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	「その他該当する体制等」欄の 「緊急時訪問看護対応加算」 を 「緊急時対応加算」 に名称変更	令和6年3月末時点で当該加算を算定している全ての事業所は、新しい要件に即して、算定もしくは、取り下げの届出が必要です。
3 2	7 7 : 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	「その他該当する体制等」欄の 「専門管理加算」 「1 : なし」 「2 : あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1 : なし」とみなす。
3 3	7 7 : 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	「その他該当する体制等」欄の 「遠隔死亡診断補助加算」 「1 : なし」 「2 : あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1 : なし」とみなす。
3 4	1 1 : 訪問介護	「その他該当する体制等」欄の 「特定事業所加算（V以外）」及び 「特定事業所加算V」 現行の「特定事業所加算（IV）」 を廃止 現行の「特定事業所加算（V）」 を 「特定事業所加算（IV）」 に変更 「特定事業所加算（V）」 を新設	（注）「特定事業所加算（V以外）」の既存届出内容が「5 : 加算IV」の場合、要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うよう留意が必要。 また、「特定事業所加算V」の既存届出内容が「2 : あり」の場合においても、要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うよう留意が必要。

「既存のサービス事業所の届出留意事項（令和6年6月）」

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	11：訪問介護 12：訪問入浴介護 15：通所介護 16：通所リハビリテーション 21：短期入所生活介護 22：短期入所療養介護 23：短期入所療養介護 2A：短期入所療養介護 33：特定施設入居者生活介護 27：特定施設入居者生活介護（短期利用型） 51：介護福祉施設サービス 52：介護保健施設サービス 55：介護医療院サービス 62：介護予防訪問入浴介護 66：介護予防通所リハビリテーション 24：介護予防短期入所生活介護 25：介護予防短期入所療養介護 26：介護予防短期入所療養介護 2B：介護予防短期入所療養介護 35：介護予防特定施設入居者生活介護 76：定期巡回・随時対応型訪問介護看護 71：夜間対応型訪問介護 78：地域密着型通所介護 72：認知症対応型通所介護 73：小規模多機能型居宅介護 68：小規模多機能型居宅介護（短期利用型） 32：認知症対応型共同生活介護 38：認知症対応型共同生活介護（短期利用型） 36：地域密着型特定施設入居者	「その他該当する体制等」欄の 「介護職員処遇改善加算」 を 「介護職員等処遇改善加算」 に名称変更し 「1：なし」 「6：加算Ⅰ」 「5：加算Ⅱ」 「2：加算Ⅲ」 を 「1：なし」 「7：加算Ⅰ」 「8：加算Ⅱ」 「9：加算Ⅲ」 「A：加算Ⅳ」 「B：加算Ⅴ（1）」 「C：加算Ⅴ（2）」 「D：加算Ⅴ（3）」 「E：加算Ⅴ（4）」 「F：加算Ⅴ（5）」 「G：加算Ⅴ（6）」 「H：加算Ⅴ（7）」 「J：加算Ⅴ（8）」 「K：加算Ⅴ（9）」 「L：加算Ⅴ（10）」 「M：加算Ⅴ（11）」 「N：加算Ⅴ（12）」 「P：加算Ⅴ（13）」 「R：加算Ⅴ（14）」 に変更	既存届出内容がいずれの場合も新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。 ※処遇改善加算等については 「令和6年度介護職員処遇改善加算等について」のページをご覧ください。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
	生活介護 28：地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型) 54：地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 77：複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護) 79：複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型) 74：介護予防認知症対応型通所介護 75：介護予防小規模多機能型居宅介護 69：介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用型) 37：介護予防認知症対応型共同生活介護 39：介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型)		
2	11：訪問介護 12：訪問入浴介護 15：通所介護 16：通所リハビリテーション 21：短期入所生活介護 22：短期入所療養介護 23：短期入所療養介護 2A：短期入所療養介護 33：特定施設入居者生活介護 27：特定施設入居者生活介護(短期利用型) 51：介護福祉施設サービス 52：介護保健施設サービス 55：介護医療院サービス 62：介護予防訪問入浴介護 66：介護予防通所リハビリテーション 24：介護予防短期入所生活介護 25：介護予防短期入所療養介護	「その他該当する体制等」欄の 「介護職員等特定処遇改善加算」 「介護職員等ベースアップ等支援加算」 を廃止	なし。 ※処遇改善加算等については 「令和6年度介護職員処遇改善加算等について」のページをご覧ください。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
	26：介護予防短期入所療養介護 2B：介護予防短期入所療養介護 35：介護予防特定施設入居者生活介護 76：定期巡回・随時対応型訪問介護看護 71：夜間対応型訪問介護 78：地域密着型通所介護 72：認知症対応型通所介護 73：小規模多機能型居宅介護 68：小規模多機能型居宅介護（短期利用型） 32：認知症対応型共同生活介護 38：認知症対応型共同生活介護（短期利用型） 36：地域密着型特定施設入居者生活介護 28：地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用型） 54：地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 77：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） 79：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型） 74：介護予防認知症対応型通所介護 75：介護予防小規模多機能型居宅介護 69：介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型） 37：介護予防認知症対応型共同生活介護 39：介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）		

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
3	13：訪問看護 14：訪問リハビリテーション 16：通所リハビリテーション 63：介護予防訪問看護 64：介護予防訪問リハビリテーション 66：介護予防通所リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の 「高齢者虐待防止措置実施の有無」 「1：減算型」 「2：基準型」 を新設	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなす。 ※この届出については、電子申請システムで受け付けています。 【横浜市電子申請・届出システム】 令和6年度介護報酬改定に伴う基準型及び減算型の適用にかかる届出（業務継続計画策定、高齢者虐待防止措置実施）
4	13：訪問看護	「その他該当する体制等」欄の 「緊急時訪問看護加算」 「1：なし」 「2：あり」 を 「1：なし」 「3：加算Ⅰ」 「2：加算Ⅱ」 に変更	「3：加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅱ」とみなす。
5	13：訪問看護 63：介護予防訪問看護	「その他該当する体制等」欄の 「専門管理加算」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
6	13：訪問看護	「その他該当する体制等」欄の 「遠隔死亡診断補助加算」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
7	13：訪問看護 14：訪問リハビリテーション 63：介護予防訪問看護 64：介護予防訪問リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の 「口腔連携強化加算」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
8	14：訪問リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の 「リハビリテーションマネジメント加算」 「1：なし」 「3：加算Ａイ」 「6：加算Ａロ」 「4：加算Ｂイ」 「7：加算Ｂロ」 を 「1：なし」 「3：加算イ」 「6：加算ロ」 に変更	既存届出内容が「3：加算Ａイ」で、新たな届出がない場合は「3：加算イ」とみなし、既存届出内容が「6：加算Ａロ」で、新たな届出がない場合は「6：加算ロ」とみなす。 既存届出内容が「4：加算Ｂイ」「7：加算Ｂロ」で、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
9	16：通所リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の 「リハビリテーションマネジメント加算」 「1：なし」 「3：加算Ａイ」 「6：加算Ａロ」 「4：加算Ｂイ」 「7：加算Ｂロ」 を 「1：なし」 「3：加算イ」 「6：加算ロ」 「8：加算ハ」 に変更	既存届出内容が「3：加算Ａイ」で、新たな届出がない場合は「3：加算イ」とみなし、既存届出内容が「6：加算Ａロ」で、新たな届出がない場合は「6：加算ロ」とみなす。 既存届出内容が「4：加算Ｂイ」「7：加算Ｂロ」で、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
10	14：訪問リハビリテーション 16：通所リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の 「リハビリテーションマネジメント加算に係る医師による説明」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
11	31：居宅療養管理指導 34：介護予防居宅療養管理指導	「その他該当する体制等」欄の 「医療用麻薬持続注射療法加算」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
12	31：居宅療養管理指導 34：介護予防居宅療養管理指導	「その他該当する体制等」欄の 「在宅中心静脈栄養法加算」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
13	16：通所リハビリテーション	「施設等の区分」欄の 「5：大規模の事業所（Ⅰ）（病院・診療所）」 「8：大規模の事業所（Ⅰ）（介護老人保健施設）」 「B：大規模の事業所（Ⅰ）（介護医療院）」 「6：大規模の事業所（Ⅱ）（病院・診療所）」 「9：大規模の事業所（Ⅱ）（介護老人保健施設）」 「C：大規模の事業所（Ⅱ）（介護医療院）」	なし。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
		を廃止	
14	16：通所リハビリテーション	<p>「施設等の区分」欄の</p> <p>「D：大規模の事業所(病院・診療所)」</p> <p>「E：大規模の事業所(介護老人保健施設)」</p> <p>「F：大規模の事業所(介護医療院)」</p> <p>「G：大規模の事業所(特例)(病院・診療所)」</p> <p>「H：大規模の事業所(特例)(介護老人保健施設)」</p> <p>「J：大規模の事業所(特例)(介護医療院)」</p> <p>を新設</p>	<p>「D：大規模の事業所(病院・診療所)」</p> <p>「E：大規模の事業所(介護老人保健施設)」</p> <p>「F：大規模の事業所(介護医療院)」</p> <p>「G：大規模の事業所(特例)(病院・診療所)」</p> <p>「H：大規模の事業所(特例)(介護老人保健施設)」</p> <p>「J：大規模の事業所(特例)(介護医療院)」に該当する場合は、新たな施設等の区分の届出が必要となる。</p>
15	16：通所リハビリテーション 66：介護予防通所リハビリテーション	<p>「その他該当する体制等」欄の</p> <p>「業務継続計画策定の有無」</p> <p>「1：減算型」</p> <p>「2：基準型」</p> <p>を新設</p>	<p>新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなす。</p> <p>※この届出については、電子申請システムで受け付けています。</p> <p>【横浜市電子申請・届出システム】令和6年度介護報酬改定に伴う基準型及び減算型の適用にかかる届出(業務継続計画策定、高齢者虐待防止措置実施)</p>
16	21：短期入所生活介護 22：短期入所療養介護 23：短期入所療養介護 2A：短期入所療養介護 24：介護予防短期入所生活介護 25：介護予防短期入所療養介護 26：介護予防短期入所療養介護 2B：介護予防短期入所療養介護	<p>「その他該当する体制等」欄の</p> <p>「併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況」</p> <p>を</p> <p>「併設本体施設における介護職員等処遇改善加算Ⅰの届出状況」</p> <p>に名称変更</p>	<p>令和6年3月末時点で当該加算を算定している全ての事業所は、新しい要件に即して、算定もしくは、取り下げの届出が必要です。</p>

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
17	63：介護予防訪問看護	<p>「その他該当する体制等」欄の 「緊急時介護予防訪問看護加算」</p> <p>「1：なし」 「2：あり」</p> <p>を 「1：なし」 「3：加算Ⅰ」 「2：加算Ⅱ」</p> <p>に変更</p>	<p>「3：加算Ⅰ」に該当する場合は、 新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「2：あり」で、新 たな届出がない場合は「2：加算 Ⅱ」とみなす。</p>
18	66：介護予防通所リハビリテー ション	<p>「その他該当する体制等」欄の 「運動器機能向上体制」</p> <p>を廃止</p>	なし。
19	66：介護予防通所リハビリテー ション	<p>「その他該当する体制等」欄の 「選択的サービス複数実施加算」</p> <p>を 「一体的サービス提供加算」</p> <p>に名称変更</p>	<p>令和6年3月末時点で当該加算を 算定している全ての事業所は、新 しい要件に即して、算定もしく は、取り下げの届出が必要です。</p>